

(参考)公的年金からの特別徴収開始が初年度にあたる方の計算方法

新規	普通徴収		年金からの特別徴収		
	1期	2期	10月	12月	2月(翌年)
税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		